

議案第16号

愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部改正について

愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成30年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

提案理由

この案を提出するのは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、関係条例を改正する必要があるからである。

愛西市条例第 号

愛西市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例

(愛西市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第1条 愛西市後期高齢者医療に関する条例（平成20年愛西市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市の区域内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつた被保険者附則第2条を削る。

(愛西市母子・父子家庭医療費支給条例の一部改正)

第2条 愛西市母子・父子家庭医療費支給条例（平成17年愛西市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

(愛西市障害者医療費支給条例の一部改正)

第3条 愛西市障害者医療費支給条例（平成17年愛西市条例第105号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第50条第2号」の次に「又は第55条の2第1項第2号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。